定　　款

（令和２年６月 26 日改訂）

アプライド株式会社

第 1 章　総　　則

（商　　号）

第１条　　当社は、アプライド株式会社と称し、英文では、Applied Co., Ltd.と表示する。

（目　　的）

第２条　　当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1)情報関連機器および関連製品、事務用機器、家庭用電化製品の販売、設置、修理、賃貸ならびに輸出入

(2)前号に附帯または関連するシステムのコンサルティング、サービス、サポート、設計および管理

(3)健康関連商品、食料品、文房具、事務用品、衣料品、服飾雑貨品、日用品雑貨の販売

(4)カタログおよびインターネットによる通信販売

(5)人材派遣業

(6)情報関連機器および関連製品の開発、製造

(7)古物売買業務

(8)有価証券の保有および運用

(9)不動産の取得、処分、賃貸および管理

(10)損害保険代理店業務

(11)経営コンサルタントおよび各種マーケティングリサーチ業務

(12)ペットショップの経営並びにペット用品の企画、製作、販売、輸出入

(13)インターネットに関する総合コンサルティング業務

(14)ソフトウェアの企画、設計、開発および販売、保守並びに顧客へのサポート業務

(15)医薬部外品および化粧品の販売および輸出入

(16)各種イベントの企画、制作、運営、管理

(17)出版業、印刷業および広告宣伝代理業

(18)前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　　当社は、本店を福岡市博多区に置く。

（機　　関）

第４条　　当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1)取締役会

(2)監査役

(3)監査役会

(4)会計監査人

（公　告　方　法）

第５条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第　２　章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当社の発行可能株式総数は、540 万株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　　当社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数および単元未満株券の不発行）

第８条　　当社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式の権利）

第９条　　当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 10 条　　当社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３．当社の株主名簿および新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、取扱わない。

（株 式 取 扱 規 則）

第 11 条　　当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第　3　章　　株 主 総 会

（招　　集）

第 12 条　　当社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 13 条　　当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月 31 日とする。

（招集権者および議長）

第 14 条　　株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役がこれを招集し、議長となる。

２．前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 15 条　　当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決 議 の 方 法）

第 16 条　　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　　株主は、当社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第　4　章　　取締役および取締役会

（員　　数）

第 18 条　　当社の取締役は、8 名以内とする。

（選　任　方　法）

第 19 条　　取締役は、株主総会において選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（解　任　方　法）

第 20 条　　取締役は、株主総会において解任することができる。

２．取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（任　　期）

第 21 条　　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第 22 条　　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２．取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第 23 条　　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条　　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の書面決議）

第 25 条　　当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取 締 役 会 規 程）

第 26 条　　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報　　酬　　等）

第 27 条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任軽減）

第 28 条　　当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令に定める額を限度として免除することができる。

２．当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額または法令に定める額のいずれか高い額とする。

第　5　章　　監査役および監査役会

（員　　数）

第 29 条　　当社の監査役は、４名以内とする。

（選　任　方　法）

第 30 条　　監査役は、株主総会において選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任　　期）

第 31 条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第32条　　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第33条　　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第34条　　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役規程による。

（報　　酬　　等）

第35条　　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任軽減）

第36条　　当社は、会社法第 426 条第１項の規定により、同法第 423 条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令に定める額を限度として免除することができる。

２．当社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額または法令に定める額のいずれか高い額とする。

第　６　章　　会計監査人

（会計監査人の選任）

第37条　　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第38条　　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の締結の時までとする。

２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第39条　　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第　７　章　　計　　算

（事　業　年　度）

第 40 条　　当社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第 41 条　　当社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。

（中　間　配　当）

第 42 条　　当社は、取締役会の決議によって、毎年９月 30 日を基準日として、中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 43 条　　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。